

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 広島市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、乙に損害賠償金276,707円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成29年3月30日

(2) 事故発生場所

鳥取市御熊地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、主要地方道鳥取鹿野倉吉線を軽乗用自動車で行中、沿道の斜面から落下してきた石が当たり、同車両が破損したものである。